

「金融資本」をめぐる一つの理論問題

—金融資本と擬制資本・証券市場に関する研究(1)—

大 矢 繁 夫

はじめに

「金融資本」について論じる多くの論考の中で、最近の本間要一郎氏の所説（『現代資本主義分析の基礎理論』〔岩波書店1984年〕、第2章第3項「金融資本」）は、「金融資本」を否定する見地を明示的に打ち出されたものであり、とりわけ注目されねばならない。小稿は、本間氏の「金融資本」否定論を追い、そこからどのような事柄が問題として提起されてくるかを探ろうとするものであるが、他方で、「金融資本」を肯定的に説いている最近のいくつかの所説では、本間氏によって提起されてくる問題に十分応じうるものとなっているかどうか、ということ併せてみてゆこうとするものである。

Iではまず、本間氏の所論を追い、氏が「金融資本」を否定する際、どのような問題が検討すべき課題として提起されてくることになるのか、ということを考えてゆく。そしてIIでは、そのような課題に対して、「金融資本」を肯定的に論じる所説は、どのように応じうるものとなっているか否か、を検討する。

I

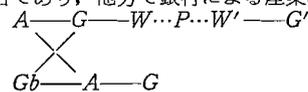
(1) 本間氏の「金融資本」否定論は、「金融資本範疇」と「金融資本の蓄積様式」というタームのそれぞれについて検討が加えられ、打ち出されている。まず、氏の「金融資本範疇」否定論からみてゆくことにする。

本間氏は、レーニンの規定した金融資本に対しては、それが「産業における独占体と銀行業における独占体とが、その独占的支配力を強化するために結合した、より高次の独占的結合体のことであって、新しい資本範疇を意味するものではない」(本間, 前掲書——以下同じ——192ページ)とされ、そのような意味での「金融資本」概念は、独占資本主義の支配構造を特徴づけるものであり、現代資本主義分析にとっても「必要にして有効な理論装置」といわれる。つまり、レーニンの規定した金融資本は、このようなものとして受けとめられる限り有効だと肯定的に捉えているわけである。本間氏の「金融資本範疇」否定論は、もっぱらヒルファディングが規定した金融資本に向けられているのである。

本間氏は、ヒルファディングの金融資本規定を次のように解釈される。ヒルファディングの規定する金融資本は、「資本としての独自の流通方式」をもつがゆえに商業資本や産業資本から区別されている。この「独自の流通方式」とは、銀行資本がもはや $G-G'$ という形態ではなく、「 $G_b-G-W...P...W'-G'-G_b''$ 」(ここでは G_b は銀行の所有する貨幣資本を示す) という、現実の価値増殖過程を包摂した流通形式」(本間, 185ページ)を取る, ということを目指す。そして「いまや, $G_b-G-W...P...W'-G'-G_b''$ が資本にとって支配的な流通方式となる。これがすなわち, ヒルファディングの規定する『金融資本』なのである」(本間, 185ページ)といわれるのである。

見られるように、金融資本とは、貸付資本の $G-G'$ でもなく、産業資本の $G-W...P...W'-G'$ でもなく、商業資本の $G-W-G'$ でもない独自の流通方式 $G_b-G-W...P...W'-G'-G_b''$ を取るもの、ということである¹⁾。

1) 本間氏によると、 $G_b-G-W...P...W'-G'-G_b''$ は銀行による固定資本信用供与の場合であり、他方で銀行による産業株の引受・発行ないし産業株への投資は、



という形式となる(『現代資本主義分析の基礎理論』238ページ参照)。本間氏は、この両者を、銀行資本が産業に固定される二つのルートとして、いわば並列的に押えられているようである。しかしながらこの両者は、等しく銀行が行う業務だとしても、たんに並列的に捉えられて済むものでなく、銀行にとってどのような位置づけをもつものなのか十分検討されねばならぬと考えられる。この点については次稿以下で扱う予定である。

さて、本間氏は、ヒルファディングの金融資本概念の他にレーニンのそれをも検討したうえで、次のように結論する。

「ヒルファディングのいうように、銀行と産業との一般的関係が、前者による固定資本の貸付を実体的基礎として変化し、銀行資本の運動を、産業資本の運動を包摂するものとして把えなければならなくなったとしても、それだけのことであれば、産業資本、銀行資本……という一般的な範疇をもって処理しうることであって、とくに『金融資本』という範疇を措定しなければ把ええないような新たな諸関係がそこに折出されているとは考えられない。」(本間, 192 ページ)。

見られるとおり、ヒルファディングによって措定された「金融資本範疇」というものが、先にみたような独自の流通方式によって特徴づけられるにすぎないものならば、産業資本、銀行資本という一般的範疇だけで事足りる、という見地である。「金融資本範疇」を措定してはじめて捉えられるような新たな諸関係などそこにはない、といわれるのである。

以上のところではまだ、本間氏が「金融資本範疇」を否定する根拠がなお具体的でなく、いまひとつはっきりしないように思える。ただ、ここで注目しておきたいのは、氏が、今や産業資本の運動を包摂した銀行資本のかの運動形式(固定資本信用や産業株の引受・発行)を、たんに銀行資本の運動というだけでよく新たな諸関係を意味するものでない、とする点である。結局、本間氏の見地には、銀行資本のかかる運動は独占期に質的に新しいものではなく、いわば銀行資本が本来的に備えている業務・運動・機能として理解すべきであり、それがたかだが量的に目立ってくるにすぎない、というような認識が潜んでいると思われるのである。

このような本間氏の認識は、氏が「金融資本の蓄積様式」というタームを問題とする箇所により具体的に窺えるように思われる。そこで次に、この問題についての氏の所論を追ってゆくことにする。

(2) 本間氏はまず、「金融資本の蓄積様式」といういい方について、多くの場合その意味は不明確であり、具体的に規定されている場合もきわめて内容が乏しく、「蓄積様式」というにふさわしいものなのかどうか、と概念を表明さ

れる。

そして、「金融資本の蓄積様式」というタームを早くから用いた宇野弘蔵氏の所説を批評しつつ次のように述べられる。すなわち、商人資本の蓄積と産業資本の蓄積とは、剰余価値の生産を自らの運動として展開するか否かで本質的に区別されるが、「金融資本の蓄積」はそのような区別立てと並んで置かれるようなものではなく、それは、産業資本の蓄積を基礎として可能となるところの資本蓄積機構上の「上部構造」をなす、と。さらに、宇野氏の場合は、「金融資本の蓄積様式」といいながら、その具体的内容は事実上「株式会社の蓄積様式」となっている、と批評する。

本間氏は、さらにすすんで、「金融資本の蓄積様式」について次のように明示的に決論づけられる。すなわち、産業や商業や銀行業における独占体が結合することによって新たな形態の利得が発生するが、それは「独占的支配による蓄積」であって、「産業資本の蓄積様式とか銀行資本の蓄積様式などと対比される意味での、何か特別の『蓄積様式』」（本間、232ページ）がそこにあるわけではなく、したがって「金融資本に固有の蓄積様式（それは多くの場合、『株式会社の蓄積様式』の別名にすぎないのだが）なるものを規定することはできない」（本間、232ページ）と。

以上のようにして本間氏は、「金融資本の蓄積様式」というタームを否定するわけであるが、氏が続けてヴィクター・パーロの「支配の利潤」の諸形態を取りあげながら次のように述べられる時、そこには氏の「金融資本の蓄積様式」否定論の要点がいっそう具体的に窺えるのである。

「これらの利潤あるいは利得（パーロの『支配の利潤』のこと、すなわち、金融的収奪など、銀行独占と産業独占との癒着によって生み出されてくる種々の利益のこと——引用者）は、直接には産業資本あるいは銀行資本のもとで蓄積されるのであって、それが、彼らの属する金融資本集団の全体としての経済力を強化するからといって、産業資本や銀行資本と範疇を異にする何らかの蓄積主体が出現するわけではない。金融資本集団としての結合は、銀行と産業企業における、それぞれの様式による蓄積を強化するものとして機能するにすぎない。この種の利得は、金融資本集団のもとでの蓄積にはちがいないが、そこに

いは本来的な信用関係の枠内の事柄であり、その量的拡大ないし延長の問題である、とする理解である。

さらに本間氏の説くところを追ってみよう。問題は、氏が、「金融資本の蓄積様式」を肯定的に論じる見解を批判してゆく箇所である。そこには、上記のような理解が明白に出てくるように思えるのである。

本間氏は、「金融資本の蓄積様式」について論じる多くの論者は、その主要形態として創業者利得とキャピタル・ゲインを取りあげているとして、次の2点にわたって批判する。

第1は、「金融資本の蓄積」の内容は、その主たるものとして創業者利得とキャピタル・ゲインが取り出された場合、結局は、剰余価値の生産・実現にはふれないその取得だけに関わるものとして理解されてしまう恐れがある、ということ。つまり、現実資本の蓄積と「金融市場を通しての擬制資本の蓄積」のうち、後者だけを「金融資本の蓄積」の内容としてしまう危険がある、との批判的指摘である（本間、234～235ページ参照）。

第2は、創業者利得やキャピタル・ゲインは「かならずしも金融資本の成立を前提するものではない」といわれる点である。創業者利得については、「株式会社制度のもとで一般的に規定しうる経済的範疇としてまずとらえられなければならない」（本間、235ページ）し、金融資本的結合がその発生をはじめて可能にするわけではなく、ただ「より大きな創業者利得を確実に取得」（本間、236ページ、傍点一原文）せしめる役割を担うにすぎない、とされる。また、キャピタル・ゲインについても同様であり、その取得を可能ならしめる証券流通市場の機能そのものは、「株式会社制度に固有のものであって、金融資本の成立を前提するものではない」（本間、236ページ）と述べられる。要するに、創業者利得やキャピタル・ゲインに代表される「金融市場を通しての擬制資本の蓄積」は、株式会社制度・証券流通市場が存在すれば一般的に可能な事態であり、何も金融資本の成立をまつ必要はない、ということである⁴⁾。

4) たんに「独占資本」というだけでなく「金融資本」というタームを用いなければならぬ、とする積極的主張は、森岡孝二氏の所説（森岡孝二『現代資本主義分析と独占理論』青木書店1982年）にみられる。森岡氏は、「金融資本」を「産業市場と

本間氏による、「金融資本の蓄積様式」論者に対する批判は上記のごとくであるが、ここで着目したいのは、氏の第2の批判論点についてである。そこでは、創業者利得やキャピタル・ゲインの取得を主要内容とする金融的収奪という事態も、いわば擬制資本・証券市場に本来的に備わる機能によるものであり、金融資本に固有の新しい事柄ではない、とされていた⁵⁾。

さて、本間氏のこのような見地は、既にみたところの、金融的収奪を可能にする「金融資本集団」としての結合も結局は「銀行と産業企業における、それぞれの様式による蓄積を強化するもの」だという氏の捉え方と重ね合わせてみると、必然的に次のような事にならざるをえない。すなわち、例えば、銀行が擬制資本・証券市場と関わり、それによって金融的収奪をなしうるとしても、そのような事柄は、金融資本の措定によってはじめて捉えられるわけではなく、したがって銀行にとっても質的に新しい事態ではなく、銀行資本の本来の蓄積の問題であるにすぎない、ということ。つまり本間氏によると、一方で擬制資本・証券市場の機能は何も独占期に固有の新しいものではなく、また、これと関わり、これを利用することによってなしうる銀行の金融的収奪も、「金融資本の成立」を前提する必要のない本来の銀行資本の蓄積の問題であり、したがって本来的に銀行に備わる業務・活動である、となるのではないかというのである。

以上、本間氏の「金融資本範疇」・「金融資本の蓄積様式」否定論を追ってみたが、そこから次のような、「金融資本」を廻る一つの理論問題が提起されて

資本市場との両部面から独占利潤を取得して増殖していく資本」と押えられたうえで、たんに「独占資本」というだけならば蓄積のこの後者の領域が看過されてしまう、と指摘する（森岡、前掲書、20ページ以下参照）。すなわち、創業者利得やキャピタル・ゲインなどの金融的収奪を重視する立場である。このような指摘自体は頷けるが、本間氏流にいえば、金融的収奪は「金融資本」の措定によってはじめて捉えられる事柄である、とどのように説くか、ということが問題となろう。

- 5) この点に関し、擬制資本・証券市場の十全な機能自体が独占期以降に固有の事柄だとする見解も他方で存在し、果して本間氏がいうように擬制資本・証券市場の機能を資本主義一般の枠内で捉えうるものなのかどうかは、独自に検討を要する問題だといえるが、ここでは問題を指摘するに留める。

くことになるであろう。すなわち、銀行が擬制資本・証券市場と関わりをもち、その機能を利用して行う金融的収奪は、銀行の本来的業務、つまりは「信用」の枠内の事柄として処理するものなのかどうか、という問題である。

そこで次に、本間氏とは異なって「金融資本」を肯定的に説く諸説のうち最近のものを取りあげ、上記の問題がどのように考えられているか否か、をみてゆくことにする。繰り返すことになるが問題は、「金融資本」が説かれる際、銀行が擬制資本・証券市場と関わりをもち、そしてそれによつてなす金融的収奪は、どのようなものと考えられているのか、やはり本来的な銀行業務というに留まってしまっているのか、それとも、それを超える、銀行にとっては何か質的に新しいものと論じているのか、ということである。以下では、こうしたテーマと直接関わりあう最近のものとして、中田常男氏と野田弘英氏の所説を取りあげる⁶⁾。

II

問題は、既に示したように、銀行が擬制資本・証券市場と関わりをもち、そ

- 6) このような問題に関する信用理論の側からのアプローチについては、行論の都合上、次稿で取りあげる。本稿では、「金融資本規定」を直接扱っている所説の中では、本文に記したような問題がどの地点まで考察されているか否かを検討しよう、というのである。なお、「金融資本規定」、「金融資本の蓄積様式」についての最近の論考として、既に注でふれた保住氏や森岡氏のそれ他に、宇野理論を継承する立場からの馬場宏二氏の所説（「不均等発展の問題——金融資本と帝国主義[一]——」『社会科学研究』第31巻第6号1980年、「株式会社の問題——金融資本と帝国主義[二]——」同第32巻第1号1980年、「金融資本の蓄積様式——金融資本と帝国主義[三]——」同第32巻第3号1980年）がある。馬場氏は、「金融資本規定」に関する限り、「金融資本は、株式会社制度にもとづく資本の商品化を一般的基础として成立する」という見地であり、この点では、金融資本を株式資本ないし株式会社（制度）として捉えているという、宇野氏に対する本間氏の批評が当てはまる。また、ヒルフェディング『金融資本論』の詳細な解説と論争整理からなる松井安信編著『金融資本論研究、コメンタール・論争点』（北大図書刊行会1983年）では、本文で記したテーマと直接関わりあうものとして竹中英泰氏による論争整理を挙げることができるが、そこでは、「金融資本」把握の要点を株式会社（制度）の支配集中機能に置いているように窺える。

れによってなしうる金融的収奪は、どのようなものとして考えられているのか、ということである。本来的銀行業務というに留まっているのか、それとも、銀行にとって質的に新たなものと論定しているのか、という問題である。

だが、多くの場合、直接にこのような形で問題が立てられているわけではない。ヒルファディングの金融資本規定を検討しながら、金融資本規定における銀行、すなわち、産業株の引受・発行や株式投資という業務を今や全面に展開し、そこから金融的収奪をなしうる銀行が、従来からの本来的銀行に留まるものなのか、それともその規定性をすでに超えたものなのか、という形で論じられることになる。論じ方は異なっても問題は同じである。つまり、問題となる銀行業務・活動が従前からの銀行の本来的機能であるか否か、を論じることと、この業務・活動を全面に展開する銀行は本来的銀行なのか否か、を論じることとは、同じ問題を扱っていることになる。

以下では、中田氏と野田氏の所説を取りあげ、両氏が、金融資本規定における銀行の質をどのように捉えているのか、そしてそれを十分に論定しているのかどうか、ということを検討してゆくことにする。まず、中田氏の所説（「金融資本の蓄積様式」〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕、『高知大学学術研究報告』第31巻〔社会科学〕1982年；同32巻〔社会科学〕1983年）からみてゆく。

(1) 中田氏は、ヒルファディングの金融資本規定、すなわち、「銀行資本と産業資本の緊密化」ないし「銀行資本の産業資本への転化」の過程を、「銀行が産業企業に信用を与」える場合と、「銀行が産業企業の株式を引き受」ける場合というように、いわば原理的に区別される二様としてまず把握されている。銀行の「信用的業務」と「金融的業務」という区分である（中田、前掲論文——以下同じ——〔Ⅱ〕、22ページ参照）。

「信用的業務」は、いうまでもなく「貸付」のことであるが、ただしこの中には、株式会社制度・資本流動化機構を前提したうえでの、固定資本信用→産業企業自身の増資による信用返済、という事態まで含まれて考えられている（中田、〔Ⅱ〕、12ページ参照）。他方の「金融的業務」とは、「産業企業の株式会社化と証券市場の展開を前提とし、それをふまえてはじめて、銀行の機能の

一つとして措定される」(中田,〔Ⅱ〕,46ページ)ところの,産業株の引受・発行業務のことである。これによる「転化」は,「株式の引受→永続的所有」という事態であり,「貸付」とは根本的に区別される銀行の「出資」によって,銀行がいわば「産業企業の共同所有者」となるもの,とされる(中田,〔Ⅱ〕,12ページ参照)。

さて,中田氏は,上記のように,銀行の「貸付」と「出資」あるいは「信用的業務」と「金融的業務」というように,等しく銀行業務だとしてもそこには根本的区別立てを置いたうえで,次にはこの両者を統合させて捉えてゆく。すなわち,実際の成行として,株式発行が銀行に依存せざるをえないようになれば,「対銀行債務を増資(株式発行)によって返済するという産業企業の本来的な機能過程(固定資本信用の借入→株式発行による返済)は,逆に,銀行の発行活動の過程(固定資本信用供与→その証券化・流動化による回収)にとって代られる」(中田,〔Ⅱ〕,12ページ)と。つまり,固定資本信用を増資によって企業自らが返済するという関係が,返済過程をも銀行自らが引き取ってしまう関係へと変る,という事態である。このような事態を中田氏が総括的にいうとき,「銀行の信用業務はその金融的業務と内的・有機的に結合した業務として,統一的に遂行されている」(中田,〔Ⅱ〕,14ページ)となる。

ところで,上記のように今や「信用的業務」と「金融的業務」を統合して行う銀行とは,中田氏によればどのような質をもつとして捉えられているのか。さしあたって注目したいのはこの点である。この点についての氏の論述を取り出せば次のようなものである。すなわち,「銀行資本と産業資本との緊密化」の論理段階では「株式会社制度の成立を媒介して信用・銀行制度が構造的変化をとげ,従来のたんなる信用機関から新たに金融的業務を遂行する金融機関としての機能をも包摂した『兼営的』な信用・銀行制度へと構造的な転換」(中田,〔Ⅰ〕,83ページ)をとげている,というのである。そして,このように銀行が構造的変化をとげて兼営銀行へと至った場合,「銀行は本来の活動領域をのり超えて資本の擬制資本化を媒介・担当することによって,一方では金融的業務を遂行し,また他方では固定資本信用を可能ならしめる」(中田,〔Ⅰ〕,88ページ)のであり,「かかる二側面の統一的過程の展開を通じて,『銀行資本

と産業資本の緊密化』は『出資』形態と『信用』形態とに基づく結合諸関係の成立を通じてより高次の展開形態を示すことになる」（中田，〔I〕，88ページ，傍点一原文）と述べられる。

以上要するに、「緊密化」における銀行とは、もはや本来の信用を営むたんなる信用機関ではなく、株式会社制度を前提とし、それと関わることによって「金融的業務を遂行する金融機関」としての機能的側面をも有する兼営銀行であり、すなわち「信用」と「出資」を統合した業務を行うものであり、それは銀行本来の活動領域を乗り越えた「銀行」である、ということである。このように中田氏は、「緊密化」をもたらすところの、「信用的業務」と「金融的業務」を統合して行う銀行、すなわち、兼営銀行を、銀行本来の活動領域を乗り越えたものとして把握しているわけであり、この点に、いわば銀行の質的変化、質的新しさをみている、といえよう。兼営銀行は、質的に新しい銀行と押えられているのである。

そして、中田氏のこのような、「緊密化」をもたらす銀行についての本質把握は、従来からの「支配的見解」に対置されてもいる。すなわち、従来の「支配的見解」は、「銀行資本の産業資本への転化」を、中田氏のように『金融機関』としての機能的側面と『信用機関』としての機能的側面との統一的機構＝『兼営』的銀行と株式会社形態をとる産業企業との関係としてではなく、もっぱら『信用機関』としての銀行の側面からのみ、産業資本との関係を理解されるにとどまる」（中田，〔I〕，86ページ）と批判するのである。つまり、従来の「支配的見解」は、「緊密化」・「転化」における銀行を、「信用機関」としての銀行として把握しているが、中田氏はそうではなく、「信用的業務」と「金融的業務」を統合して行うところの、したがって今や銀行本来の活動領域を乗り越えているところの、質的に新しい兼営銀行として把握する、というのである。

以上のようにして中田氏の所論は、金融資本規定における銀行を、従来のそれとは質的に異なる新たな兼営銀行として把握するわけであるが、しかしながら、このことを十分に論定しているかどうかは、若干の検討を要すると思われる。兼営銀行の質的新しさを、果してどのように説きえているか否か、

という問題である。以下では、この点について検討を加えてみることにする。

中田氏がまずいわれてるように、銀行の質的变化・新しさは、今や銀行は本来の「信用的業務」とは原理的に区別される「金融的業務」をも併せもつもの、とする点では明示的に主張しうらうだろう。というのは、「金融的業務」とは、産業株の引受・発行業務であり、「貸付」とは根本的に区別される「出資」であり、それによって「産業企業の共同所有者」へと至るような業務だからである。銀行が本旨とする信用の枠を超える業務だからである。

ところが、この根本的に区別される二様の業務が、「内的・有機的に結合した業務として統一的に遂行」される、ということだった。さて、このような二様の業務が統合されたものとは、具体的にはどのようなものなのか。それは、それ自体としては本来不可能とはいえないにしても現実化はしにくい固定資本信用が、株式の引受・発行業務と結びつくことにより全面展開する、という事態を指すだろう。この点は、中田氏の〔補論〕(中田, [I], 92ページ)に窺えるところである。要するに、銀行は固定資本信用を与えるが、併せて当該企業の株式の引受・発行を行い、それによって今や当該企業の株式の保有という形で固定資本信用の回収の手立てを確保している、という事態であり、かくして銀行にとっては $G-G'$ というその運動形態が確保されることになり、固定資本信用が全面展開しうる、ということである。

ここで注意を要するのは、中田氏にあってもやはり、銀行による株式の引受・発行が、固定資本信用の回収・返済の手立てとして位置づけられている点である。氏にあっては、「信用的業務」とは根本的に区別されていた産業株の引受・発行が、「内的・有機的に結合した業務」の内容を語る時、結局は固定資本信用の回収・返済の手立てとして位置づけられてしまうのである。引受・発行業務がそのように位置づくことは、他面で固定資本信用が信用としての規定性を獲得する、ということの意味するだろう。信用とは厳に区別されるべき引受・発行業務の異質性は強調しえなくなり、いわば信用に包摂されたものとならざるをえないのである。

このようにみてくると、中田氏のいう、今や質的に新たなはずの、兼営銀行たる銀行は、「信用的業務」と「金融的業務」を統合して行うがために、そこ

では引受・発行業務の信用との異質性は背景に退いてしまって結局は固定資本信用が信用関係として展開することになり、依然として本来の銀行の規定性を維持して運動していることになる。かくして、氏にあっては、その意図するところに反して、銀行の質的变化・新しさを明示的に論定しえなくなっているのではないか、と思えるのである。

(2) 次に野田氏の所説（『金融資本の構造』新評論 1981年）をみてゆくことにする。

野田氏は、ヒルファディングの金融資本理論には2つの筋道がある、と把握される。

第1の筋道とは、銀行と産業の新たな関係を「交互計算取引における両者の恒常的な関係」から説くものであり、そこでは、「交互計算取引（または当座預金取引）を軸点とする銀行と産業の業務結合の態様」が捉えられ、「銀行と産業の人的結合を導びく要因は、両者間の規則的・継続的な機能的結合に他ならない」（野田、前掲書——以下同じ——、233ページ）とされる。そして、このような結合においては銀行が優位に立つが、それは、「銀行が貨幣市場の独占的支配者として産業へ相対するところから、生起する傾向」（野田、234ページ）であり、この金融的支配は、「預金銀行を中核とする金融団によってのみ担われる」（野田、234ページ、傍点—原文）といわれる。要するに金融資本理論の第1の筋道とは、預金銀行の当座預金取引といういわば本来の銀行の本来的な信用の累積によって銀行と産業の結合がもたらされる、ということである。つまり、純然たる信用の延長上に生じる結合であり、その際、産業株の引受・発行は主要な契機をなさない、ということでもある。

さて、上記のように第1の筋道では、銀行と産業の結合が本来の信用の延長・拡大のもとで生じる、ということであるが、それと比べて第2の筋道は、何よりも株式会社に対する銀行の関わりという問題で捉えられるもの、といえる。この関わり方は、銀行が、株式会社制度による資本流動化を前提したうえで固定資本信用を供与する場合と、創業＝発行業務を行う場合とに二つに分けられるが、いずれも株式会社制度の存在を前提したうえでの銀行と産業の結合への道、と押えられる（野田、230～231ページ参照）。すなわち、「交互計算業

務を礎石とする業務結合ではなく、創業＝発行業務を要石とする資本の産業的固定そのもの（野田，235ページ）ということである。そして、野田氏によれば、このような第2の筋道における銀行は、「預金銀行というよりも、むしろ媒介的な金融機関であり、あるいは『あたかも持株会社のごとき』銀行」（野田，233ページ）であり、「貨幣取引と貸付取引を合体する本来の銀行取引の担い手というより、投資的金融機関の性格が濃く、むしろ参与会社（Beteiligungsgesellschaft）や発起金融会社（Finanzierungsgesellschaft）などに近い」（野田，236ページ）というのである。

さらに野田氏は、上記のような第1の筋道と第2の筋道が、ヒルファディングにあっては混在しているにしても、截然と区別されねばならぬことを強調される。現実には「預金銀行と参与＝金融会社のごとき機関」が混然一体化して存在するとしても「銀行制度と株式会社制度との区別までが無視」されてはいけない、ともいわれるのである（野田，236ページ参照）。

ヒルファディングの金融資本理論についての野田氏の把握は以上のとおりであるが、氏の所論で注目したいのは、第2の筋道における銀行の本質把握についてである。野田氏は、株式会社制度を前提した固定資本信用供与と創業＝発行業務を行う銀行は、本来的な銀行（預金銀行）からは截然と区別されるべき「参与会社や発起金融会社」に近い機関であるとされた。そしてそれは、「銀行制度」ではなく「株式会社制度」の事柄に属する、というようにも述べられていた。つまり、第2の筋道によって説かれる金融資本では、その要因として本来の銀行は入り込まず、あくまで銀行に類似した「参与会社」のごとき金融機関が問題となっているわけである。といっても現実的には、野田氏がいうように、「発展とともに、預金銀行じたいが投資的媒介的機関としての性格を濃厚化してゆき、預金銀行と参与＝金融会社のごとき機関とが緊密化してゆく」（野田，236ページ）という事態なのであろうが。ともあれ、氏の場合には、このように、株式会社制度を前提としそれと関わりをもつ銀行は、本来の銀行の規定性を逸脱ないし超えるものとして明示的に説かれているわけである。

しかしながら氏のこのような把握は、他の箇所でも、株式擬制資本・証券市場

の形成に関与する銀行が問題とされるとき、やや不明瞭になってくるように思えるのである。

野田氏は、株式擬制資本の成立について次のように説かれる。株式へ市場流通性を付与し、「その流通性を確定するのは、利子うみ資本を管理する信用制度の介入である。……銀行の介入によって初めて株式流通は社会化し、銀行の管理する利子うみ資本の投下によって、初めて株価は客観的市場価格の性格を確定される」（野田、57ページ）と。そして、このような信用制度の介入、つまりは銀行運用資本が株式投下される際の動機として、「貨幣市場 利子率と株式利回りとの比較考量」ということその他に、「資本信用流動化のための株式市場育成」という目的などが挙げられる（野田、57ページ参照）。

さて問題は、株式擬制資本・証券市場を成立せしめる信用制度の介入、すなわち銀行の株式投下なる活動は、銀行がその本来的規定性の範囲を逸脱してなしていることなのか、それともその範囲内の事柄なのか、つまりは信用とは異なるものか信用なのか、という点である。

株式擬制資本を成立せしめるべく、銀行が株式へ買い向う場合、その動機・目的を野田氏は挙げていた。まず、「資本信用流動化のための株式市場育成」という動機・目的についてであるが、それは具体的には、企業が資本信用の返済を増資によってなしうるように、企業の増資を可能にすべく市場強化を銀行が志向し、そのために銀行は株式投資へと赴むく、という事態であろう。このような目的をもってなす銀行の株式投資は、もちろん信用と関連する事柄だとしても、それ自体信用とはいえないと思われるが、この点については野田氏は明示的に述べられてはいない。また、もう一つの動機・目的についても、すなわち、銀行が利子率と利回りを比較しながら有利な株式の方へと買い向う場合についても、それは信用とは異質の事柄なのか否か、氏の所論では判然としないのである。

野田氏の所論におけるこのような不明瞭さは、他の箇所でも、やはり株式擬制資本の成立について述べる時、同様に窺えるのである。否、そこではむしろ、株式擬制資本・証券市場を成立させる銀行の活動は、結局は信用の枠内で押えられているかにみえるのである。氏によれば、証券市場で運動する貨幣資

本は、確定利子ではなく不確定な配当収入を得るにすぎないという点、そして価格変動が不可避につきまとうという点からみて、あくまで「派生的・擬制的」な貸付資本の運動にすぎないとして、擬制資本をめぐる投下・回収運動は貸付資本の貸付・還流（返済）運動とは区別されるべき、とまずはいわれる（野田、138ページ参照）。しかしながら続いて、この区別性は、配当安定化と株価変動抑制がもたらされることによって薄まるとし、結局は擬制資本をめぐる投下・回収と貸付資本の貸付・還流（返済）という両運動の無区別性が強調されてゆくことになる（野田、138ページ参照）。結局、野田氏にあっては、擬制資本をめぐる投下・回収と貸付資本の貸付・還流（返済）という両運動の区別性を指摘しながらも、他方で銀行・信用制度が擬制資本を成立せしめるといい、そして両運動の無区別性が強調されてゆくとき、擬制資本の運動は信用制度の枠内に定在せしめられ、つまるところ銀行の信用という枠組みに包摂されてしまうように思われるのである。

以上でみてきたように、野田氏の所論では、株式擬制資本・証券市場と関わる銀行活動（具体的には銀行の引受・発行業務や株式投資）は、信用の枠組みを逸脱したものなのか、それとも信用なのか、必ずしも判然とはしていない。氏のこのような不明瞭さは、後藤泰二氏の所論を検討しつつ銀行の発行活動について次のように述べるとき、端的に表われてくる。

「銀行は、『信用によらない』発行業務を担うときにも、当該産業企業に対する本来的に固定的な出資者へ転化するのではない。銀行は、高次の形態の『諸資本の移動』を担いつつ、『動員』の担い手となりうるのである。なによりもまず『銀行にとっては返済されることのない資本の抛出』（後藤『理論』135ページ）を行うごとき銀行とは、近代的・一般的な銀行ではありえないだろう。」（野田、162ページ）。

野田氏は、一方では、銀行の発行業務が信用でないことを半ば認めつつ、しかしながら他方で同時に、それは、固定的出資でもなく、返済の手立てを確保した、したがって信用関係を確保した銀行の資本供給である、というのである。信用ではないが信用のごときもの、ということであろうか。

小 括

本問要一郎氏の「金融資本」否定論を追ってみた結果、そこから提起されてきた問題は、産業株の引受・発行や株式投資という銀行業務もしくは金融的収奪という銀行活動は、本来的銀行業務、つまりは信用の枠内の事柄として処理しうるのか否か、ということであった。

このような視点から、ヒルファディングの金融資本規定を検討している最近の所説として、中田常男氏と野田弘英氏のそれを取りあげた。上記の問題が、両氏の所論では、どこまで明らかにされているか否かを探ろうとしたわけである。その際、問題は、金融資本規定における銀行、とりわけ株式会社制度を前提としそれと関わる銀行について、その質がどのように捉えられているか、ということだった。この点について、中田氏、野田氏の所説ではともに、質的に新たな「兼営銀行」ないし「参与会社や発起金融会社などに近い」というように、「預金銀行」や「商業銀行」に代表される本来的な銀行とは截然と区別されて捉えられていた。

しかしながら、中田氏の所論では、既にみたように、「信用的業務」と「金融的業務」が統合されるがために後者の比重が低められ、結局は、固定資本信用が信用として展開する、ということになり、「兼営銀行」の、本来的な銀行とは区別される異質性、新しさは、明示的には論定しえなくなっているのではないか、ということだった。

他方、野田氏の所論でも、「預金銀行」とは質的に区別されるべき「参与会社」のごとき機関という把握は、必ずしも一貫して堅持されてはいないようにみえた。というのは、氏が、株式擬制資本の成立に関与する銀行について述べるとき、その場合の銀行の活動は信用の範囲を逸脱したものなのか、そうでないのか、やや不明瞭になっていたからである。否むしろ、この不明瞭さは、銀行・信用制度が擬制資本を成立せしめるといい、擬制資本をめぐる投下・回収運動と貸付資本の貸付・還流（返済）運動との無区別性が強調されてゆくと、擬制資本と関わる銀行業務を信用の枠内で捉える見地へと、容易に連なっ

てゆくように思えるのである。

以上要するに、中田氏、野田氏の所説ではともに、金融資本規定で問題となるところの、株式会社制度を前提としそれと関わる銀行について、それは本来の銀行の規定性を超えた質的に新しいもの、と十分には論定しえてないということである。本間氏が、本来の銀行資本の蓄積の問題である、とするのに対して、半ば首肯せざるをえないのであろうか。

〔本稿は、昭和60年度文部省科学研究費補助金一奨励研究(A)一による研究成果の一部である〕